

湖西市公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、湖西市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 10 月 7 日

湖西市

上記代表者 湖西市長 田内 浩之



1 都市計画の種類及び名称
湖西都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
湖西市役所都市整備部都市政策課
(郵便番号431-0492 湖西市吉美3268番地)

4 縦覧期間
令和 7 年 10 月 7 日（火）から令和 7 年 10 月 22 日（水）まで
(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

理 由

本都市計画区域において、産業系の市街化区域への編入に際して健全で合理的な土地利用を推進するため、用途地域を本案のとおり変更する。